

日産化学株式会社
取締役社長
木下 小次郎 様

検証目的

SGSジャパン株式会社(以下、当社)は、日産化学株式会社(以下、組織)からの依頼に基づき、組織が作成した検証対象(以下、GHG等に関する主張)について、検証基準(例：ISO14064-3:2006及び当社の検証手順)に基づいて検証を実施した。本検証業務の目的は、組織の対象範囲にかかるGHG等に関する主張について、判断基準に照らし適正に算定・報告されているかを独立の立場から確認し、第三者としての意見を表明することである。

検証範囲

検証対象は、Scope 1及びScope 2、エネルギー消費量、Scope 3である。

対象期間は2019年4月1日～2020年3月31日である。

詳細な検証対象範囲は下表参照。

検証対象	検証範囲	GHG等に関する主張
1 Scope 1, 2 (エネルギー起源二酸化炭素排出量)及びエネルギー消費量 ※敷地外の移動体の燃料は除く	組織の国内単体9サイト (3研究所、5工場、1製造所)	218,392 t-CO ₂
2 Scope 1, 2 (非エネルギー起源GHG排出量：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄及び三フッ化窒素)	組織の国内単体9サイト (3研究所、5工場、1製造所)	108,076 t-CO ₂
3 Scope 3 (カテゴリー6及び7)	組織の国内単体16サイト (本社、6営業拠点、3研究所、5工場、1製造所)	4,001 t-CO ₂

検証手順

本検証業務は、検証基準に則り、限定的保証水準にて次の手続きを実施した。

- 算定体制の検証：検証対象の測定・集計・算定・報告方法に関する質問、及び関連資料の閲覧
- 定量的データの検証：本社における袖ヶ浦工場及び富山工場とのリモート現地検証及び証憑突合(新型コロナウイルスの影響による代替措置)、その他検証対象範囲に対する分析的手続及び本社における質問

判断基準は、エネルギーの使用の合理化に関する法律、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.4、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン Ver. 2.3、同ガイドライン排出原単位データベース Ver. 3.0及び組織が定めた手順を用いた。

結論

前述の要領に基づいて実施した検証手続の範囲において、組織のGHG等に関する主張が、判断基準に従って、算定及び報告されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。

なお、当社は、組織から独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触はない。

SGSジャパン株式会社

認証・ビジネスソリューションサービス 事業部長 竹内 裕二

上級経営管理者


